

令和7年度 長崎県消防学校建築物等法定定期点検業務委託 仕様書

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度 長崎県消防学校建築物等法定定期点検業務委託
- (2) 業務場所 長崎県消防学校（大村市森園町 663-6）
- (3) 履行期間 契約日から令和8年3月23日まで
- (4) 業務内容 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく建築物及び建築設備（防火設備）の定期点検業務委託
 - ※ 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防設備等の点検及びエレベーターの点検は省略する。
- (5) 対象建築物等の概要 「仕様書別紙1」のとおり

2 調査者

一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通省大臣が定める資格を有する者とする。

3 点検業務実施要領

- (1) 事前に点検業務実施計画書（実施要領、工程表、点検者資格証書の写し、点検者及び作業員名簿、その他必要事項）を提出すること。
- (2) 以下に示す部分等で点検の困難なものにあつては、点検を省略することができるものとするが、当該部分の状況から判断して不良の状態にあると認められる場合は、不良の状態を記録し、監督員に報告すること。
 - ア) 点検口のない天井裏または容易に出入りできる点検口のない床下にあるもの
 - イ) 運転を停止しなければ点検できない機器で、停止させることが極めて困難なもの
 - ウ) 地中又はコンクリート等の中に埋設されているもの
 - エ) 屋外排水設備のます等で水中に没している部分
 - オ) その他物理的理由又は安全上の理由などから点検を行うことが困難な場所
- (3) 点検時に重大な異常を発見した場合は、早急に監督員へ報告すること。

4 報告書

受託者は、点検終了後、次の書類を県に提出の上、検査を受けること。

- (1) 報告書は、建築基準法施行規則第6条第3項に規定された報告書様式を準用して作成すること。また、報告書には平成20年国土交通省告示第282号（改正：令和7年国土交通省告示第53号）及び平成20年国土交通省告示第285号（改正：令和6年国土交通省告示第974号）で定める検査結果表を添付のこと。
- (2) 報告書はA4版とし、2部提出すること。また、電子データをCD等に保存し1部提出すること。
- (3) 業務実施状況写真
- (4) 報告書の表紙に「令和7年度、業務名、受託者名」を記入すること。
- (5) その他、県が必要と認め提出を求めた書類